

香川県条例第62号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
<p>(特殊勤務手当の種類等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>2 略</p>					<p>(特殊勤務手当の種類等)</p> <p>第2条 警察職員の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 犯罪鑑識手当</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(9) <u>少年補導手当</u></p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>(12) <u>海上取締等手当</u></p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>2 警察職員の特殊勤務手当が支給される職員の範囲及び支給額は、別表のとおりとする。</p>				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
種類	受給者の範囲	単位	支給額		種類	受給者の範囲	単位	支給額	
1・2 略					1・2 略				
3 犯罪鑑識手当	指紋、手口若しくは写真を利用して行う犯罪鑑識の業務又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の業務に従事する者	日額	ア <u>現場において従事した場合</u>	560円	3 犯罪鑑識手当	<u>犯罪現場において指紋、手口若しくは写真を利用して行う犯罪鑑識の業務又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の業務に従事する者</u>	日額	560円	
			イ <u>その他の場所において従事した場合</u>	280円					

4～7 略			
8 夜間特 殊業務手 当	略		
9 警ら手 当	略		
10 略			
11 海上取 締等手当	(1) 警察用船 船に乗り組み、 取締り等の業 務に従事する 者（犯罪捜査 手当の受給者 を除く。）	日額	370円
	(2) 遠隔地の 離島の周辺海 域において海 上保安庁の巡 視船に乗り組 んで行う水上 警戒の業務に 従事する者	日額	1,100円
12・13 略			

4～7 略			
8 夜間特 殊業務手 当	略		
9 少年補 導手当	現場において少 年補導の業務に 従事する者（犯 罪捜査手当の受 給者を除く。）	日額	340円
10 警ら手 当	略		
11 略			
12 海上取 締等手当	警察用船舶に乗 り組み、取締り 等の業務に従事 する者（犯罪捜 査手当の受給者 を除く。）	日額	370円
13・14 略			

附 則
この条例は、公布の日から施行する。